Internet Week 2007 C4 事業者がやってよいこと悪いことを考えよう 1)大量通信対策フォーラム~事業者がどこまでやれるのか?

~「通信の秘密」って、そもそもなんだ??~

2007年11月22日 社団法人日本インターネットプロバイダー協会 行政法律部会長 甲田 博正

はじめにーその

ドラマ「24 (Twenty Four)」

劇中の主人公 ャックバウ -が所属するCTUの捜査活動について

電気通信事業に携わる者としてとても気になる点が・・・・

- ·電話·メールの盗聴
 - ・通信記録の取得
 - ・通信の発信位置の探索
 - ・通信内容の捜査への活用等



(C) Twentieth Century Fox Film Corporation. All right reserved.

はじめにーその

「通信の秘密の侵害」 vs. テロとの戦い



正当行為·正当防衛·緊急避難

- 正当行為
 - 業務上必要な知得
 - 捜査令状による情報の開示
- 正当防衛
 - 自己又は他人の権利への急迫不正の侵害から防衛のためにやむを得ずして行う行為
- 緊急避難
 - 自己又は他人の法益への急迫不正の危難から避けるためやむを得ず 他人の法益を侵害する行為

この点については第二部で詳しく解説予定

2

はじめにーその

大量通信、ウィルスの頒布、spamメール等、通信における被害は後を絶たない

犯人は特定することが困難で、捕まえることは難しい 「ISPがなんとかすりゃいいじゃない」との指摘多数

でも、本当に「なんとかしても」いいんでしたっけ???

なんとかなる?ーその

サービスは自由に止められない

アクセスプロバイダには電気通信事業法の適用があるため, <u>アクセス拒否につき「正当な理由」が求められる</u>. サーバ内の特定のサイトにおいて違法情報が掲載されていることを理由として,他の適法なサイトに対するアクセスも含めて<u>完全に遮断してしまうことが「正当な理由」に基づくアクセスの提供の拒否といえる状況は</u>かなり限定されると考えられる.

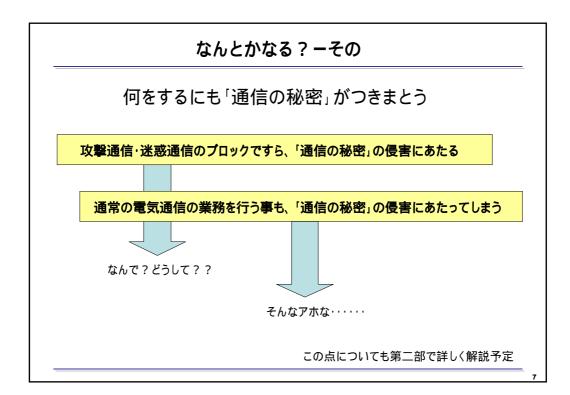
「電子掲示板の管理人等による情報の削除等に関する責任」 インターネット上の違法・有害情報への対応に関する研究会(2005/11)

なんとかなる? -その

電気通信事業者が守るべきもの

通信の自由と秘密の確保/サービス提供の担保

- 表現の自由を守るために,通信の自由は不可欠
 - 電気通信事業者は、重い責務を負っている
 - 契約自由の原則が必ずしも妥当しない
- 事業法では,主に次の2点を規定
 - 提供義務(基礎的電気通信役務など) 25条ほか
 - 音声伝送, フレッツ(アクセス)など
 - 公益事業特権を付与された事業者
 - 利用の公平(その他の電気通信役務) 6条
 - 一般のISPなど



そもそも「通信の秘密」って?-

- 電話の世界の「通信の秘密」 -

通信の秘密に関する具体的照会への対応

・通秘情報に関する照会(通信文・通話内容・発信場所等)

契約者

通信の当事者

捜査機関等

その他

・逆探知の要請

通信の当事者

捜査機関

日本電信電話株式会社 社内達 総法第88号(S61.3.4) 「通信の秘密について」抜粋

そもそも「通信の秘密」って?-

- 電話の世界の「通信の秘密」 -

具体的照会への対応に対する根拠

- ·電気通信事業法(S60.4.1)第4条/179条 (公衆電気通信法(S28.8.1)第5条/第112条)
- ·刑法35条-37条【正当行為·正当防衛·緊急避難】

通信の秘密 のバイブル

- ·内閣法制局-発第8号(S28.1.30)/第24号(S38.12.9)
- ・その他 弁護士法/刑事訴訟法/通信傍受法 等々

ただし、原則として「通信・通話内容」には立ち入らない

そもそも「通信の秘密」って?-

-もちろん郵便にも「通信の秘密」

具体的照会への対応に対する根拠

- ·郵便法(S22.12.12)第9条/80条
- ·通達「通信の秘密について」郵業第176号(S29.6.19) 等
- ·刑法35条-37条【正当行為·正当防衛·緊急避難】
- ·内閣法制局-発第8号(S28.1.30)
- ・その他の法律

原則として「通信内容」には立ち入らないのは電話と同じ

(参考)「通信の秘密」に関する法令

電気通信事業法(昭和59年法律第86号)

第4条 電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。

2 (略

第179条 電気通信事業者の取扱中に係る通信・・・の秘密を侵した者は、2年以下の懲役又は100万円 以下の罰金に処する。

2 (略)

日本国憲法(昭和22年5月3日施行)

第21条 (略

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

刑法(明治40年法律第45号)

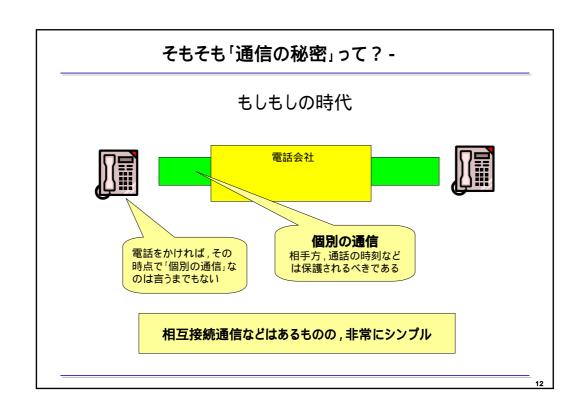
第35条 法令又は正当な業務による行為は、罰しない。

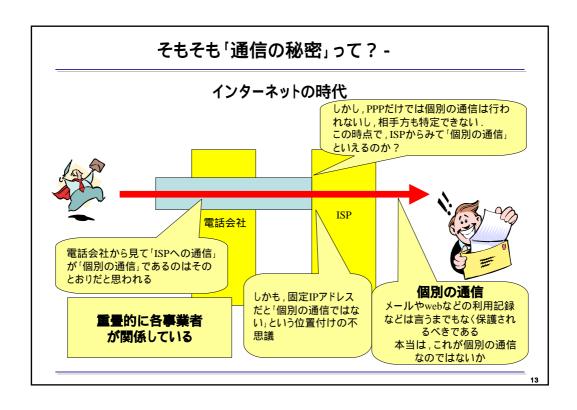
第36条 急迫不正の侵害に対して、自己又は他人の権利を防衛するため、やむを得ずにした行為は、罰しない。

2 防衛の程度を超えた場合は、情状により、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第37条 自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずにした 行為は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に限り、罰しない。ただし、 その程度を超えた行為は、情状により、その刑を減軽し、又は免除することができる。

2 (略)





攻撃通信・迷惑通信への対応-

- 迷惑通信の発信も自由なのか
 - 通信の発信そのものを規制するのは難しい
 - きちんと責任を取らせる方法の欠如
 - 発信者の追跡可能性,損害賠償を可能にする司法制度・・・
- 通信事業者は, どこまで関与すべきか
 - 通信の秘密や自由は,通信手段を問わず保障されなければならない
 - 内容に関与することは原則として許されない
 - 加入者の本人確認,受信側フィルタリングの支援など

攻撃通信・迷惑通信への対応 -

通信の秘密・自由と迷惑行為への対応

- 「通信の秘密侵害」の適用は常に流動的
 - 時代に合った解釈
 - 運用と一般の考え方の乖離?

これが本日の お題

- 「不当な差別的取扱い」の問題
 - ISPにできること, できないことを整理する必要性
 - できないことはそれを前提に,法整備の要請
- 法制度の不備
 - 利用者とともに法制化を促す必要性

45

ご清聴ありがとうございました